

# 個人住民税に係る定額減税について

---

大阪市財政局

# 個人住民税に係る定額減税概要

## 【対象者の範囲】

- ・ 令和6年度の個人住民税（所得割）を納めていただく方のうち、  
**合計所得金額が1,805万円以下（給与収入2,000万円以下に相当）の方が**  
対象です。

※住民税は内訳が所得割額と均等割額に分かれており、そのうちの所得割額が課税されている方が対象です。

## 【減税額】

- ・ **本人**および控除対象配偶者を含めた**扶養親族 1人につき1万円**
- ・ 全ての控除を行った後の所得割額から減税を行います。  
⇒ 寄附金税額控除や住宅ローン控除等の税額控除後の税額から減税します。

**※均等割額からの定額減税は行いません。**

# 個人住民税に係る定額減税概要

個人住民税を納めていただく方、控除対象配偶者および扶養親族2人の計4人世帯の場合の計算例

## 【減税可能額の算出】

- ・ 個人住民税を納めていただく方
- ・ 控除対象配偶者
- ・ 扶養親族2人

計4人

$$\begin{aligned} \text{定額減税可能額} &= \text{本人 1万円} + \text{控除対象配偶者 1万円} + \text{扶養親族2人 2万円} \\ &= \text{4万円} \end{aligned}$$

# 個人住民税に係る定額減税概要

個人住民税を納めていただく方、控除対象配偶者および扶養親族2人の計4人世帯の場合の計算例

## 《例①》

- ・ 税額控除前所得割額が80,000円
- 【税額控除】
- ・ 住宅ローン控除が20,000円
  - ・ 寄附金税額控除が10,000円

## の場合

### 【税額の計算】

$$\begin{aligned} \text{所得割額} &= 80,000\text{円} \text{ (税額控除前所得割額)} - 20,000\text{円} \text{ (住宅ローン控除)} - 10,000\text{円} \text{ (寄附金税額控除)} - 40,000\text{円} \text{ (定額減税額)} \\ &= 10,000\text{円} \end{aligned}$$

# 個人住民税に係る定額減税概要

個人住民税を納めていただく方、控除対象配偶者および扶養親族2人の計4人世帯の場合の計算例

## 《例②》

- ・ 税額控除前所得割額が40,000円
- 【税額控除】
- ・ 寄附金税額控除が10,000円

## の場合

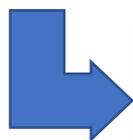
### 【税額の計算】

所得割額 = 40,000円 (税額控除前所得割額) - 10,000円 (寄附金税額控除) - 40,000円 (定額減税額)

= △10,000円



0円



引ききれない場合は所得割額は「0」円となり、残りは後日市町村より別途給付金として納税義務者に直接支給されます。

# 特別徴収税額の決定・変更通知書について

## 特別徴収税額の決定・変更通知書の送付の時期

- 定額減税の対象か否かに関わらず例年と同じ時期に特別徴収税額の決定・変更通知書を送付します。

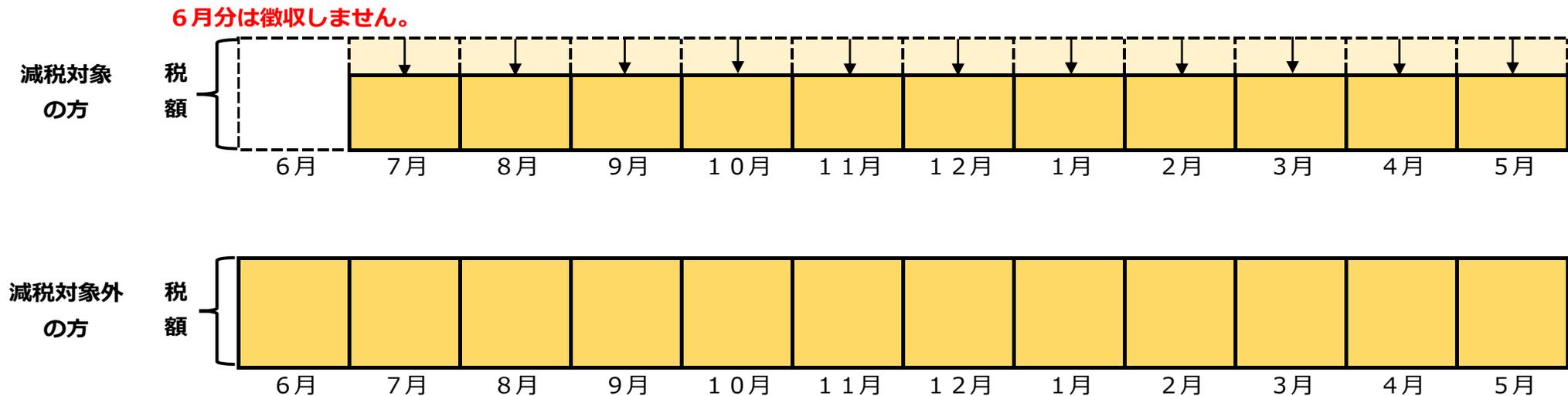
## 特別徴収税額の決定・変更通知書への記載内容

- 記載される税額については、定額減税「後」の実際に納付していただく税額を記載しますので、定額減税の減税額を特別徴収義務者で計算していただく必要はありません。
- また、納税義務者用については、摘要欄に定額減税額及び定額減税未済額を記載します。なお、特別徴収義務者用については、定額減税に係る追加の記載は行いません。

## 給与所得に係る特別徴収

- 令和6年6月分は徴収せず、定額減税「後」の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月に分割して徴収します。  
(各月の100円未満の端数については、最初の月で徴収します。)
- 定額減税が適用されない方（合計所得金額が1,805万円超の方）については、通常どおりの徴収方法で徴収します。  
※ 全ての方が6月分を徴収しないということではありませんのでご注意ください。

減税の実施方法（イメージ）

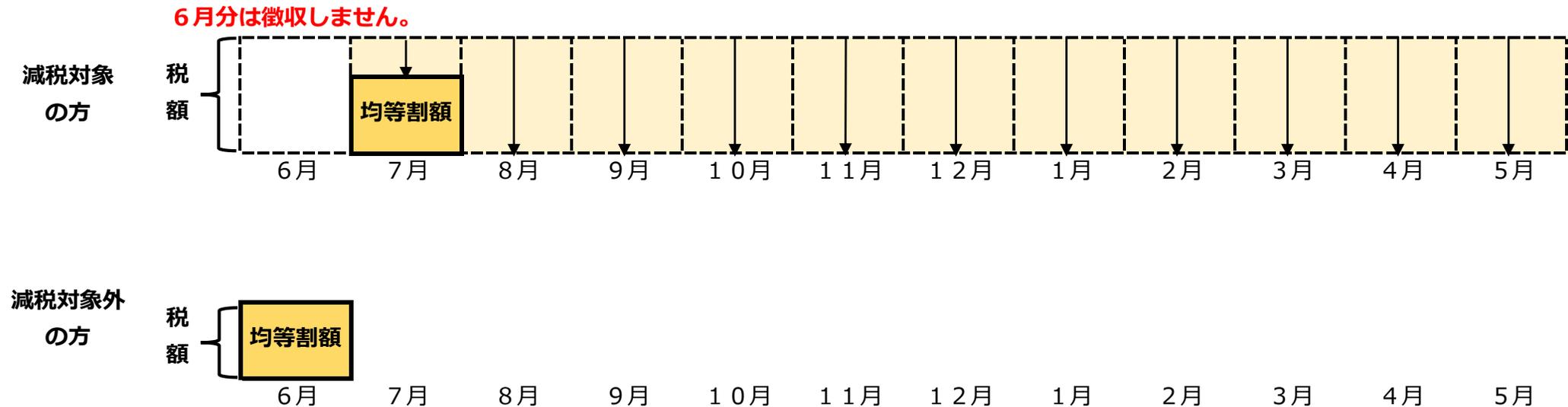


# 住民税減税の実施方法

## 給与所得に係る特別徴収（税額が均等割額のみの場合）

- 定額減税の対象者のうち、定額減税の結果、均等割額のみとなる場合（定額減税で所得割額が全額減税された場合）は、**7月に均等割額が全額徴収されます。**
- 定額減税の対象ではなく、均等割額のみが課税される方は通常通り、**6月に均等割額が全額徴収されます。**

### 減税の実施方法（イメージ）

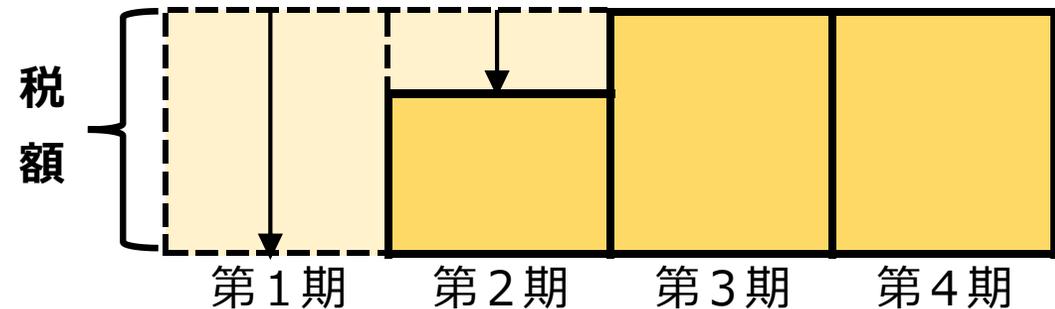


## 普通徴収（事業所得者等）

○ 定額減税「前」の税額を基に第1期分(令和6年6月分)の税額から減税し、第1期分から減税しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次減税します。

### 減税の実施方法（イメージ）

減税対象  
の方



この減税方法は、普通徴収の方法で第1期から徴収される方の場合のみの減税方法です。第2期以降から普通徴収となられる方や年度の途中で税額が変更となる方等の徴収方法は、異なったものになりますので、ご注意ください。

## 退職等により特別徴収から普通徴収に切り替わる場合

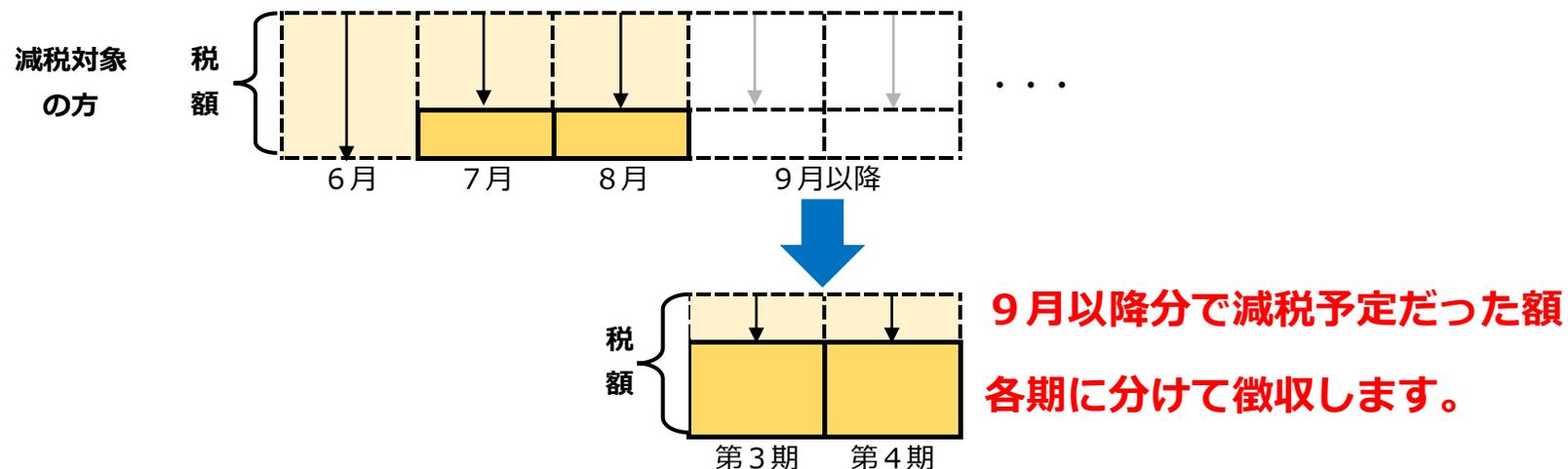
○退職等により特別徴収の税額が普通徴収に切り替わる場合は、切り替わった後の普通徴収の納期ごとに分割し徴収することになります。

(切り替え後は通常通りの徴収方法になります。)

※先のページで説明した普通徴収の徴収方法とは異なります。

※6月分から普通徴収に切り替わり、普通徴収が第1期分(令和6年6月分)から徴収される場合は、先のページで説明した普通徴収の徴収方法により徴収されます。

### 減税の実施方法 (イメージ) ※9月以降について、普通徴収に切り替わる場合



# 住民税減税の実施方法

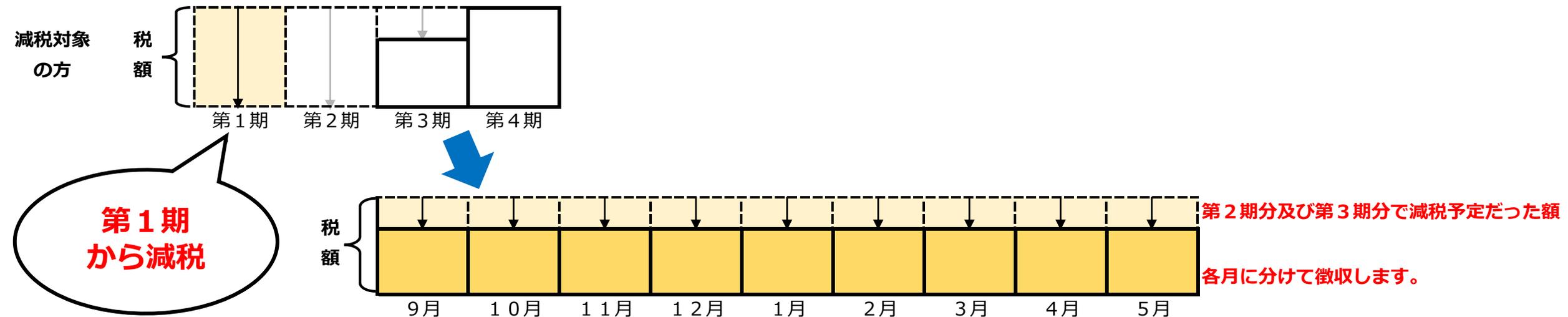
## 就職等により普通徴収から特別徴収に切り替わる場合

○就職等により特別徴収に切り替わる場合は、普通徴収で徴収されなかった税額について、切り替わった後の月（特別徴収開始月～翌年5月）で分割し、徴収することになります。  
(切り替え後は通常通りの徴収方法になります。)

※通常通り特別徴収切替届を提出してください。税額は市町村で計算しますので、特別徴収義務者の方に計算していただく必要はありません。

### 減税の実施方法（イメージ）

※第2期以降について、特別徴収に切り替わる場合



## お問い合わせ先

船場法人市税事務所 個人市民税（特別徴収グループ）

電話：06-4705-2932

住所：〒541-8551

大阪府中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館 2階 北側

○定額減税の対象か否かに関わらず、例年と同じ時期に特別徴収税額の決定・変更通知書を送付します。

○定額減税の減税額は市町村で計算を行いますので、特別徴収義務者で計算していただく必要はありません。